

令和7年12月  
大阪広域水道企業団  
北部水道事業所

## 郡家ポンプ場 受変電設備及び水道設備更新維持事業の発注について

### 1 事業の目的

大阪広域水道企業団北部水道事業所が管理する郡家ポンプ場は、村野浄水場から北大阪地域への送水系統における重要な中継ポンプ場としての役割を担っている。本事業は、その郡家ポンプ場の特高受変電設備、高圧電気設備、監視制御設備、ポンプ設備等の更新及び維持管理を行い、将来に渡り安定した送水運用を継続することを目的とし、実施するものである。

### 2 発注方式

本事業は、最新技術の導入による機能向上やトータルコストの抑制などを期待し、受注者がノウハウや技術力を発揮できるDBM方式の採用により実施する。

※DBM（デザインビルドメンテナンス）方式：設計、施工及び維持管理業務を一括で発注する方式

### 3 事業内容

本事業は、特高受変電設備、高圧電気設備、監視制御設備、ポンプ設備等の更新及び維持管理を行うものである。

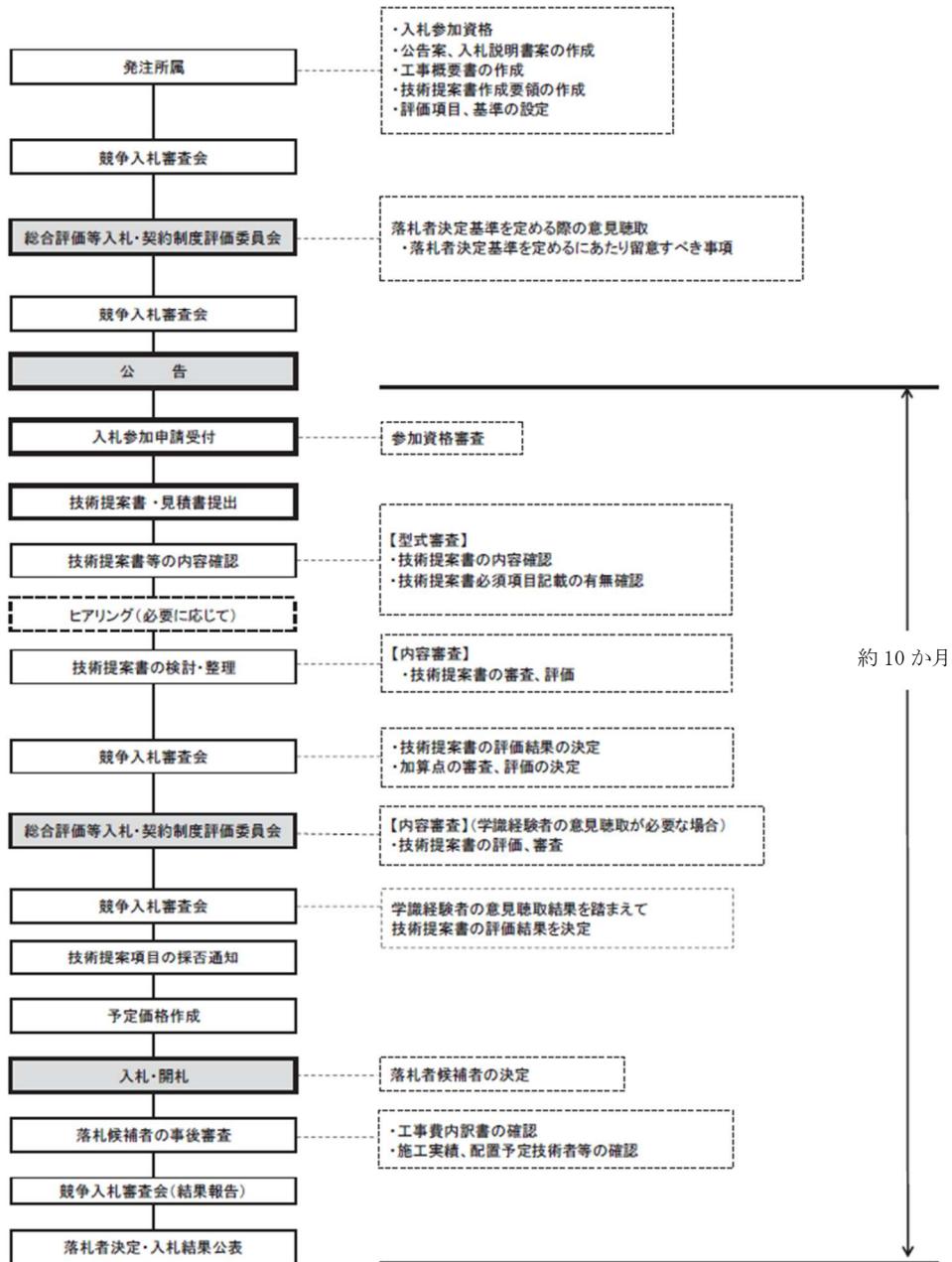
業務種別	業務内容
更新工事	特高受変電設備、高圧電気設備、監視制御設備、ポンプ設備等の設計及び施工
維持管理業務	上記設備の維持管理（点検、補修及び修繕を含む）

業務の概要を、別紙に示す。

### 4 事業期間

- ・更新工事 : 契約締結日から令和13年3月20日まで
- ・維持管理業務 : 令和13年4月1日から令和33年3月31日まで

## 5 手続の流れ



※公告時期は、令和 8 年 3 月頃を予定しているが、予算が大阪広域水道企業団議会で議決され、執行が可能になることにより行うものである。

## 6 審査・評価

### (1) 技術提案書等

入札参加者資格を受けたものは、期限までに技術提案書及び見積書を提出すること。なお、見積書は入札公告に示す提案限度額を超えて提出したものは失格とする。

### (2) 技術評価点

入札参加資格を満たす者全てに、基礎点 100 点を付与し、(3)に示す加算点との合計点をもって技術評価点とする。

**技術評価点＝基礎点（100 点）＋加算点（最大 50 点）**

### (3) 加算点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与する。

評価項目	加算点
<ul style="list-style-type: none"><li>・設備の新旧切り替え時の影響等に関する事項</li><li>・設備構成、機能に関する事項</li><li>・ICT を活用した点検・維持管理手法等に関する事項</li><li>・施工実績に関する事項</li></ul> <p>など</p>	配点：50 点

技術評価項目、加算点及び評価基準は、入札公告時に添付する入札説明書等に記載する。

### (4) 減点

大阪府又は大阪広域水道企業団発注工事における令和 6 年度の工事成績点において、70 点未満を取得した場合、技術評価点を 1 点減ずる。

## 7 入札参加資格

### (1) 登録業種（設計・施工）

登録業種は以下のいずれかの要件を満たしていること。

「電気工事」（A 等級）

「機械器具設置工事」（府外業者：800 点以上、府内業者：700 点以上）

「水道施設工事」（府外業者：850 点以上、府内業者：750 点以上）

### (2) 登録業種（維持管理業務）

「上工水道施設保守点検（074）」

### (3) 参加可能組合せ

入札には単体又は特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）のみが参加できるものとし、特定 JV の結成にあたっては、以下の①～④の条件を全て満たすこと。

- ① 構成員数は、2 者とする。
- ② 構成員は、本入札に単体企業として参加する者でないこと。
- ③ 構成員は、本入札に参加する他の特定 JV の構成員でないこと。

- ④ 代表構成員は(1)登録業種（設計、施工）を満たしていること。他の構成員は、維持管理業務を履行するものとし、(2)登録業種（維持管理業務）を満たしていること。

## 8 技術提案書の提出者に対する採否の通知

提出された技術提案書により、技術提案に関する要件について確認し、技術提案の採否の審査結果について通知する。

## 9 予定価格の作成方法

- (1) 予定価格は、技術評価点の最も高い技術提案に基づく見積書を参考に、大阪広域水道企業団が予定価格を算出する。
- (2) 予定価格は、「更新工事」及び「維持管理業務」の合計価格とする。

## 10 落札者の決定

落札者の決定については、次の条件を満たす者とする。

入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ入札価格のうち「更新工事」及び「維持管理業務」の価格がそれぞれの提案限度額以内である者のうち、評価値が最も高い者

[評価値の算出方法]

技術提案書の審査の結果、入札参加者に付与した「技術評価点」を入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行う。<除算方式>

技術評価点=基礎点（100点）+加算点（最大50点）

評価値=（技術評価点／入札価格）×100,000,000

※入札価格=（更新工事の入札価格）+（維持管理業務の入札価格）

## 11 総価契約単価合意方式の適用について

契約後、受注者は発注者と協議の上、設計業務を行い、総価契約の内訳として単価を合意しておく「総価契約単価合意方式」を採用する。

## 12 その他留意事項

### (1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

①学識経験者の意見聴取

技術提案について中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、「大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会」に諮り、学識経験者から意見聴取する。

### (2) 評価基準及び評価結果等の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については下記のとおりとする。

## ①入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- 1) 入札参加要件
- 2) 入札の評価に関する基準
  - ・評価項目
  - ・評価基準
  - ・得点配分
- 3) 落札者の決定方法

## ②落札者決定時

落札者決定後、大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- 1) 予定価格
- 2) 入札参加者名
- 3) 各入札参加者の入札価格
- 4) 各入札参加者の技術評価点
- 5) 各入札参加者の評価値

## ③技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、入札説明書及び入札公告に定めるところにより、質問することができる。

## (3) 評価内容の履行の担保

### ①契約書における明記

落札者を決定した場合、落札者決定の際に履行を求めることとした技術提案については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかつた場合の措置について契約上取決めておくものとする。

### ②工事成績点の減点について

落札した者の技術提案内容の履行については、発注者、受注者が協議したうえ、確認方法を定める。

受注者の責により、履行できなかつた場合は、再度の施工を求めるが、再度の施工が困難な場合は、その程度により工事成績点を減点する。また、契約違反として取扱う場合がある。

## 受変電設備及び水道設備更新維持事業の業務概要

本事業に係る業務要求水準は公告時に提示するが、その概要は以下のとおりである。

### 1 更新工事

#### (1) 対象施設

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）の郡家ポンプ場（別添資料1を参照）

#### (2) 対象設備

対象設備は以下のとおりである。

対象設備	設備仕様（既設）
特高受変電設備	電圧 22kV×2回線 22kV スイッチギヤ 定格電圧 24kV 変圧器 22kV/3.3kV 6.5MVA×2台 遮断器 VCB 22kV×4台 保護継電器、特高監視操作盤
高圧電気設備	遮断器 VCB3.3kV×12台 VCS3.3kV×9台 進相コンデンサ 200, 300, 400kVA 各1台 動力変圧器 3.3kV/210V 100kVA×1台 電灯変圧器 3.3kV/210-105V 100kVA×1台
ポンプ・電動機設備	両吸込渦巻ポンプ 550kW×75m×2000m <sup>3</sup> /h×2台 1,100kW×75m×4000m <sup>3</sup> /h×4台 弁類
監視制御設備	特高監視操作盤 高圧監視操作盤 ポンプ監視操作盤 など

#### (3) 設計業務

業務要求水準書（公告時に提示）及び技術提案書に基づき、実施設計を行う。

- ・ 設計のための事前調査
- ・ 設計内容の協議
- ・ 設計用資料の作成（検討書、計算書、数量表等）
- ・ 設計書の作成（大阪広域水道企業団の基準に従うものとする。）

#### (4) 機器、機能

##### ①特高受変電設備

- ・ 特高受変電設備を更新する。
- ・ 電気棟1階に特高受変電設備を設置する。
- ・ 常用・予備の2回線受電方式とする。
- ・ 受電電圧は22kVとする。

## ②高圧電気設備

- ・高圧電気設備を更新する。
- ・電気棟2階に高圧電気設備を設置する。

## ③監視制御設備

- ・監視制御設備を更新する。
- ・ポンプ棟1階に監視制御設備を設置する。

## ④ポンプ設備

- ・ポンプ設備（電動機、補機及び付属品含む）と付属する弁類を更新する。
- ・ポンプ棟ポンプ室にポンプ設備を設置する。
- ・ポンプ設備の主な仕様は次のとおりとする。

型式	両吸込渦巻ポンプ
台数	6台
揚程	75m
吐出量	2,000 m <sup>3</sup> /h

- ・ポンプ設備の運転方式は、台数制御とする。
- ・ポンプの振動、脈動対策を講じること。

## ⑤施工について

- ・企業団の日常業務に極力支障を来たさないよう配慮すること。
- ・新旧設備の併用等により、ポンプ場の機能を停止することなく施工すること。

# 2 維持管理業務

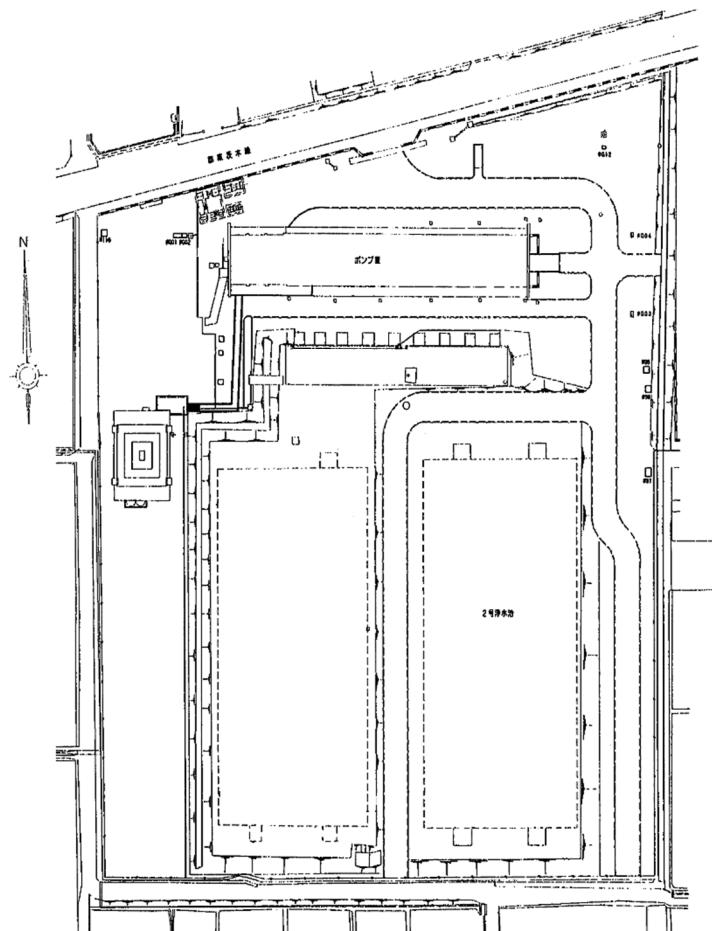
## ① 点検業務

- ・技術提案に基づき点検を行うこと。
- ## ② 補修業務
- ・技術提案に基づき補修を行うこと。
- ## ③ 修繕業務
- ・対象設備の故障について速やかに修繕を行うこと。

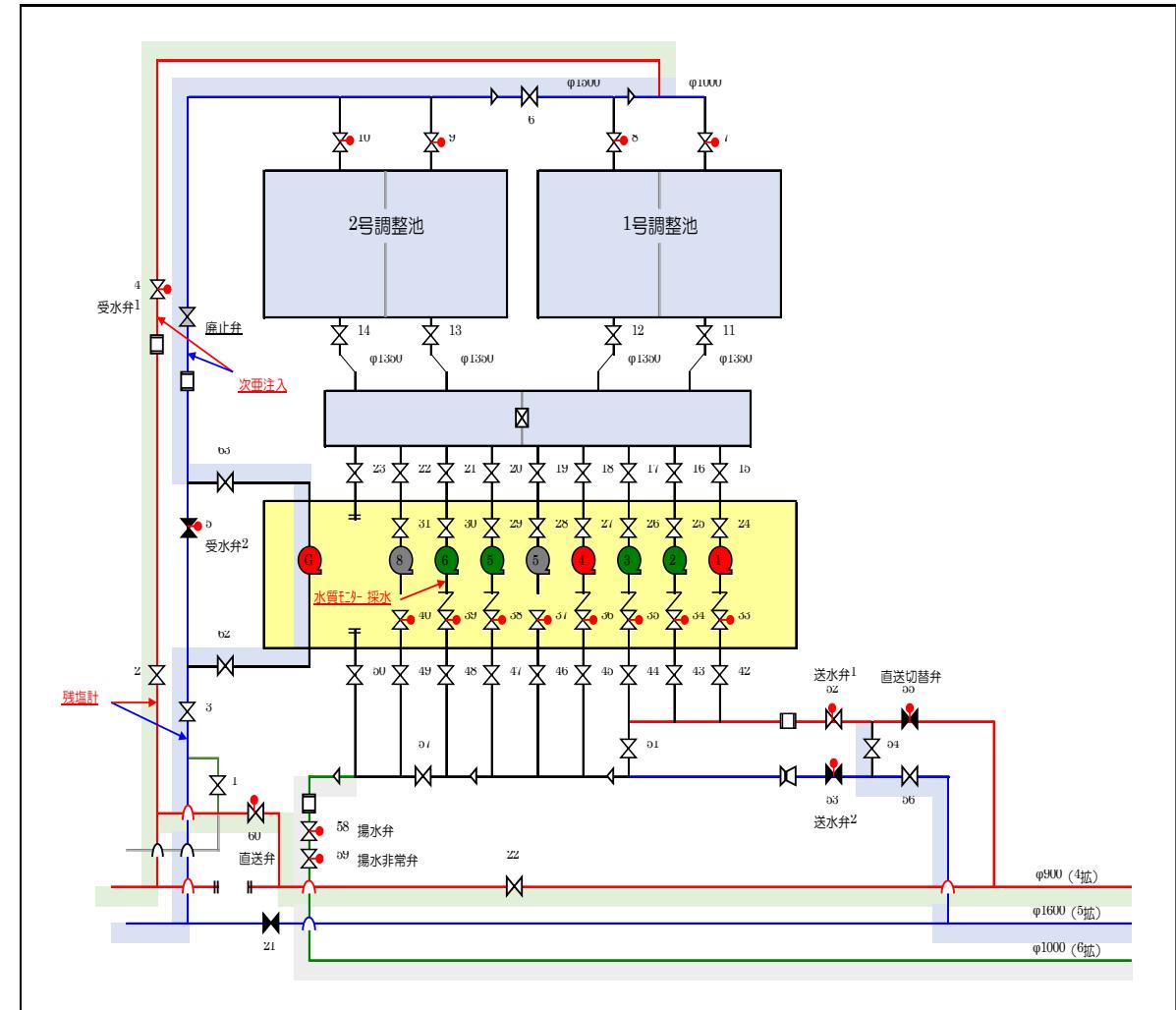
# 3 モニタリング

業務要求水準及び技術提案書を達成していることを確認する。

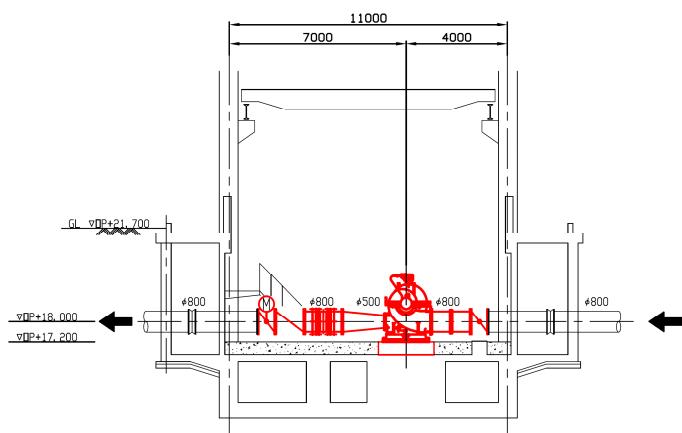
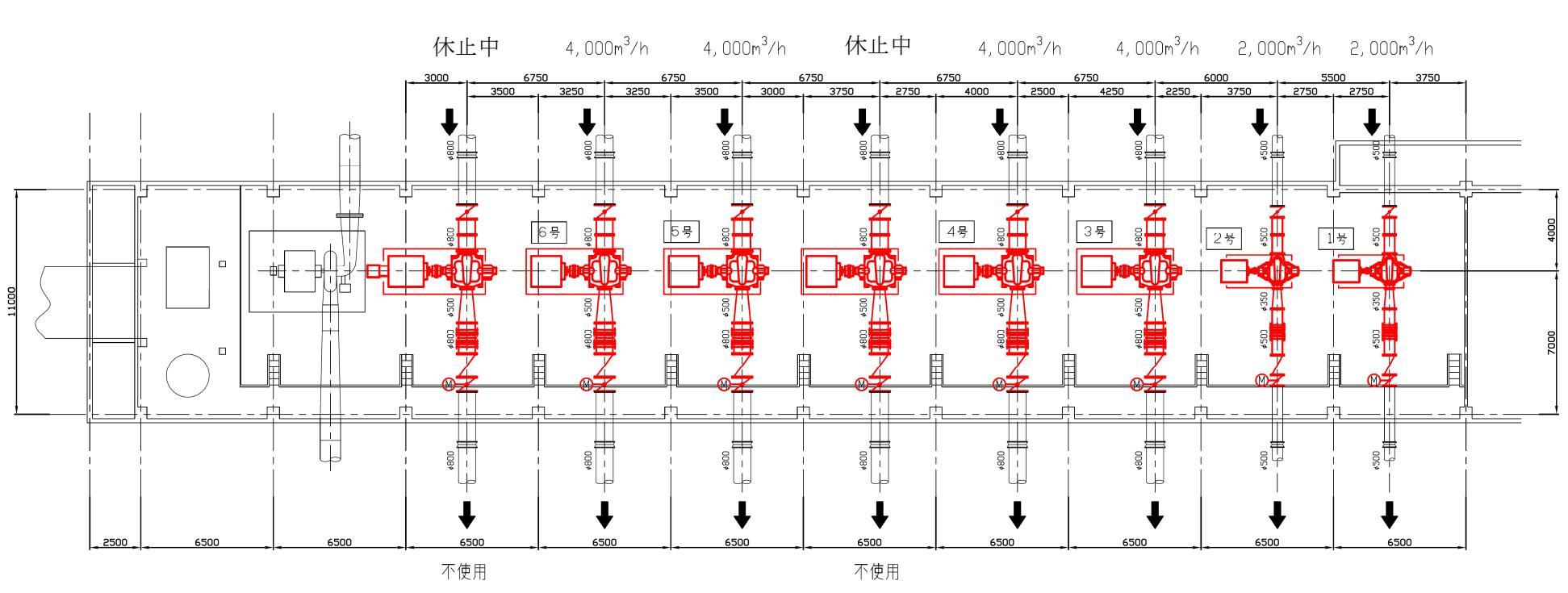
モニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと認められるときは、改善措置等を求める。



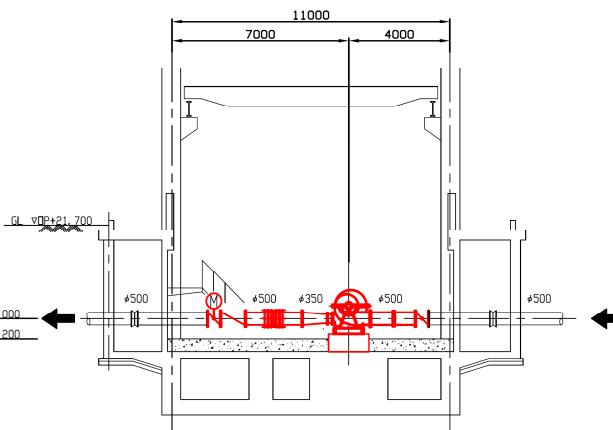
郡家ポンプ場 場内平面図



郡家ポンプ場 場内配管図



φ800×φ500送水ポンプ断面図 S=1/100  
(送水3~8号ポンプ)



φ500×φ350送水ポンプ断面図 S=1／100  
(送水1~2号ポンプ)

ポンプ設備（既設）  
ポンプ棟 地下1階

